

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

全国の刑法犯※の認知件数※は減少し、令和4年（2022年）は、約60万件となりました。

一方で、刑法犯検挙※者数に占める刑法犯再犯者※数の割合（再犯者率）は約半数に及び、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

このような状況の中、国においては、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に、平成28年（2016年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が施行され、平成29年（2017年）12月には、平成30年度（2018年度）から5か年を計画期間とする「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」（再犯防止推進計画）が策定されました。

その後、計画策定から5年が経過したことから、成果の検証や今後の課題を整理した上で、令和5年（2023年）3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定され、新たに、地域による包摂を推進するための取組等が示されました。

山口県においては、平成31年（2019年）3月に策定された「山口県再犯防止推進計画」（第一次計画）に基づき、再犯防止の取組が推進されました。

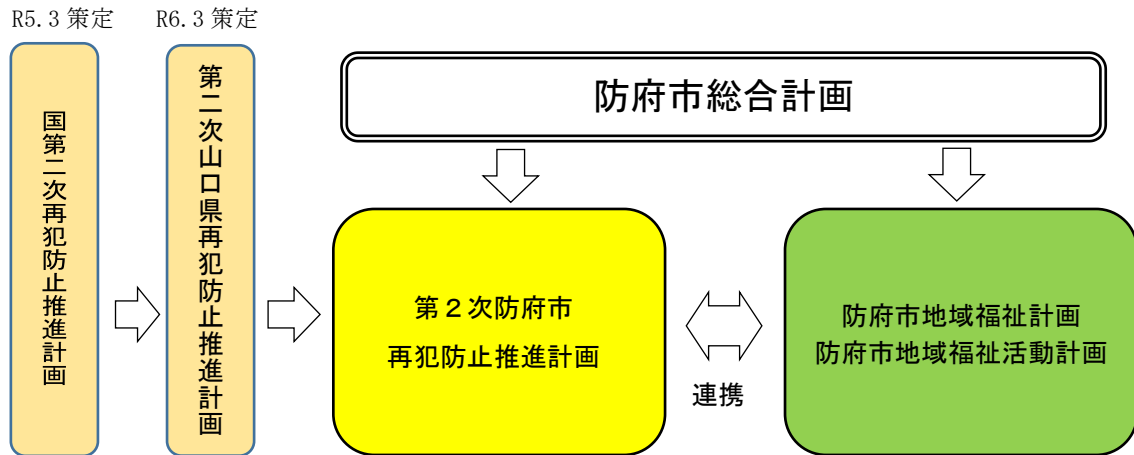
その後、国計画に新たに示された内容を踏まえ、罪を犯した人等が立ち直り、再び地域社会の一員として、共に暮らすことができる、安心・安全な地域共生社会※の実現に向け、県が取り組む再犯防止の施策の方向性を明らかにするため、令和6年（2024年）3月に「第二次山口県再犯防止推進計画」が策定されました。

市では、令和3年（2021年）3月に策定した「防府市再犯防止推進計画」（第1次計画）に基づき、再犯防止の取組を推進してきたところであり、今回の国計画や県計画の改正内容を踏まえ、市が取り組むべき再犯防止の施策を総合的かつ計画的に進めるため、「第2次防府市再犯防止推進計画」を策定し市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

また、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため、SDGs※の精神を踏まえた計画とします。

2 計画の位置付け

この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。



3 計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や、国の計画の見直し、本市再犯防止に関する取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)
防府市総合計画					次期計画				
防府市地域福祉計画・ 防府市地域福祉活動計画					次期計画				
防府市再犯防止推進計画					第 2 次計画				
山口県再犯防止推進計画			第二次計画					次期計画	
国再犯防止 推進計画		第二次計画					次期計画		